

## 第 10 回統計委員会・第 12 回基本計画部会議事録

- 1 日 時 平成 20 年 6 月 9 日(月) 15:00～17:13
- 2 場 所 中央合同庁舎第 4 号館 11 階 共用第 1 特別会議室
- 3 出 席 者

### 【委 員】

竹内委員長、大守部会長代理、阿藤委員、井伊委員、出口委員、野村委員、  
廣松委員、舟岡委員、門間委員、美添委員

### 【統計委員会運営規則第 3 条及び 6 条による出席者】

#### 《国または地方公共団体の統計主管部課の長》

内閣府経済社会総合研究所長、総務省統計局長、総務省統計局統計調査部長、  
文部科学省生涯学習政策局調査企画課長、厚生労働省大臣官房統計情報部長、  
農林水産省大臣官房統計部長、経済産業省経済産業政策局調査統計部長、国  
土交通省総合政策局情報管理部長、環境省総合環境政策局環境計画課企画調  
査室長、日本銀行調査統計局審議役（統計担当）、東京都総務局統計部長

### 【事務局】

中島内閣府大臣官房統計委員会担当室長  
貝沼総務省政策統括官（統計基準担当）

## 4 議事次第

- (1) 臨時委員の発令等について
- (2) 部会の審議状況について
- (3) 法人企業統計調査の改正について
- (4) 基本計画部会各ワーキンググループの審議状況について
- (5) その他

## 5 議事録

○竹内委員長 大体定刻となったと思いますが、皆さん、おそろいのようなので、ただいまから「第 10 回統計委員会・第 12 回基本計画部会」を開催いたします。

本日は、大沢委員、佐々木委員、吉川委員が所用のため御欠席であります。

それから、内閣府の人事異動がありまして、経済社会総合研究所の所長が黒田さんから岩田所長に代わられましたので、オブザーバーとして新たに岩田所長に御出席いただくことになりましたので、よろしくお願ひします。

まず、議事に入る前に、本日、用意されている資料について、事務局から御説明ください。

○内閣府統計委員会担当室長 議事次第に書かれておりますように、配付資料といたしまして、資料 1 から資料 8 まで、更に参考 1 から参考 5 まで、資料を御用意いたしてござい

す。御確認いただければと思います。

○竹内委員長 それでは、議事に入りますが、まず、「統計委員会の臨時委員の発令等について」でございます。

基本計画の審議に参加していただくために、お手元の資料1にありますように、黒田先生に臨時委員として6月9日任命で参加していただくことになりました。勿論、黒田先生は御存じだと思いますが、前経済社会総合研究所長で、これまで内閣府のオブザーバーとして出ていただいた方であります。基本計画部会に所属していただくことになりました。また、第2ワーキンググループにも御出席いただくことになっておりますが、本日の基本計画部会には御欠席ということであります。

次に、「企業統計部会の審議状況について」、美添部会長から御報告をいただきます。お願いします。資料3です。

○美添委員 去る5月23日に第4回企業統計部会が開催されましたが、そこでは、「経済構造統計の指定及び平成21年に実施される経済センサスー基礎調査の計画の承認等について」という議題で議論をいたしました。

まず、諮問事項について、調査実施者から説明を行い、その後、事務局から統計委員会での主な議論を紹介した上、各委員の意見を聴取いたしました。議論に先立って、部会長から論点を整理した原案を出しておりますが、論点については、広く出席者の意見をまとめて、第2回目に提示することとして、この時点では議論を狭めることはしておりません。

幾つか主な意見が紹介されております。まず、一番大事なものとして、産業分類の関連ですが、調査票の第4の項目で、事業の種類・業態を決めるための設問があります。1、2、3と分かれておりまして、1は、今回から副次的な活動もとらえるために導入された、いわゆる大分類に対応する項目。(2)(3)という項目で従来の事業所・企業統計調査におけるのと同様な方法で業種の格付をするという設計になっております。

この点について議論が活発に行われまして、産業分類の基本として、付加価値で格付するという考えで設計をされているわけですが、大分類と中分類以下、このような調査票の設計で十分分類できるかどうかを確認したいという発言が何人かの委員からありました。これに関しては、既に第1次試験調査は終了して、第2次試験調査がこれから行われるという時期ですので、集計結果が出る前になりますが、第2次試験調査の経過を見ながら、今後判断するという事を考えております。

なお、従来、事業所・企業のデータベースを見ますと、商業統計調査、工業統計調査及び事業所・企業統計調査で産業分類の格付を行う手順が若干異なっているということから、従来の方法でどの程度の相違があるのか、また、今回の設計でどの程度一致することが期待されるのかについて、次回以降の会合で確認をすることとされました。

2ページ目の話題に移りますが、行政記録の活用につきましては、今回は、法務省の名簿を積極的に使うという提案がされておりました。これに関しては、登記簿情報の活用を図るという趣旨は歓迎されております。ただし、この有効性について、調査に関連して確

認をし、問題点があれば、将来に向けての改善方策を検討すべきであるという意見も出ております。

その次の話題で、調査実施体制関連についてですが、行政記録を活用すると、名簿上、従来に比べて100万件を超える事業所が新たに調査対象として付け加わることが予想されています。そうしますと、現行の調査体制では調査員の負担が増える可能性があるため、この点を確認しております。一方で本社一括調査を導入するため、支所・支店等は調査対象から同じ程度、100万件が減るということで、実質的な事務量としては、現体制でも十分実施可能であると説明されています。

集計技法等についても若干の議論はありましたが、具体的な議論については、次回以降、詳細な議論を踏まえて説明することといたします。

○竹内委員長 どうもありがとうございました。

何か御質問、御意見ございますか。

細かくはよくわからなかったのですが、100万件ぐらい増えるけれども、また100万件ぐらい減るというようなお話がありました。それはつまり、自動的にそうなるということですか。

○美添委員 偶然数が合ったということです。

○竹内委員長 偶然のことですか。

○美添委員 はい。つまり、今まで捕捉が十分されていなかったと考えられる事業所が存在する。これが行政資料の活用によって100万件程度見込まれるわけです。このままですと調査員の負担が膨大なものとなるわけですが、今回は本社一括調査ということを考えておりますので、例えば、支所・支店が100以上ある企業が幾つかあれば、そこだけで何十、何百と減るわけです。そのように減ってくる対象事業所を引きますと、ほぼ前回の事業所・企業統計調査と、商業統計調査、サービス業基本調査で同時実施をした程度で済みそうだというのが説明です。

○竹内委員長 ということは、つまり、実質的には調査対象は前より100万件増えるわけですね。

○美添委員 はい。

○竹内委員長 ただ、実際、調査する手間の方からは、100万件増えるわけではないというふうに理解すればよろしいわけですね。

○美添委員 はい。事務的な負担として、前回並みの調査員体制で実施可能であるということです。

○竹内委員長 100万件というのはそう小さい数ではないので、逆に言えば、前回まで、それだけ落ちていたということの意味するのかもしれないんですが、今後も、そういう意味では、その部分はきちんとカバーできるということの意味すると理解していいですか。

○美添委員 行政資料がどこまで有効に活用できるかについては、引き続き部会で検討いたします。

○竹内委員長 何か御質問ございますか。

産業分類のことでいろいろ御議論あったことはよくわかっているのですが、私が少し気になっているのは、経済産業省なら経済産業省の所管の中だけで大分類、小分類が違って、どちらにするかという場合はまだいいと思うのですけれども、省を超えて管轄が違っているときに、問題が起こるのではないかと思うのですが、その辺は大丈夫ですか。

○美添委員 確認については、事業所・企業データベースには各府省の統計調査の情報が付加されています。これで前回の事業所・企業統計調査における分類格付と、その後に行われた各府省の統計調査による格付を突合することができれば、今回、事業所・企業の手順に類似の手順を導入したとして、どの程度の精度が出るかがわかるはずですが、これは目的外利用になるため、すぐ答えが出せるかどうかわかりませんが、内部では試算はしているはずですので、必要な情報は総務省統括官室とも相談の上、提供してもらうことにしています。

平成16年には事業所・企業統計調査と商業統計調査を同時実施して、格付の手順は経済産業省の手順で行った事例があります。厳密な確認はしていませんが、よく一致しているという話は聞いています。

○竹内委員長 何か御質問ございませんか。

この調査は、これ自体というより、むしろ23年の経済センサスの本番に備えての名簿をきちんとつくるといふ非常に重要な意味がありますので、十分慎重にというか、きちんとしたものにさせていただかなければならないのですけれども、その点について、御意見ございますか。企業統計部会のほかの委員の方も何か意見ございますか。

美添さん、もう少し御説明されたいことはありますか。

○美添委員 分類については、調査票の設計を見ないとわかっていただけないので、必要があれば、次回、改めて出します。

○竹内委員長 これ以上御質問がなければ、この件は終わります。美添部会長を初め、企業統計部会の皆さんで引き続いて御審議をお願いいたします。

次の議題は、「法人企業統計調査の改正について」であります。これは、難しいという意味ではないのですが、ある意味で微妙な話なのですが、財務省が計画しております法人企業統計調査の改正につきまして、総務省から軽微案件として処理したい旨のお話がありました。

軽微案件というのは、内容が軽微であるということであれば、特にここにお諮りしなくてもよいということから決まっているわけですが、実は、この問題が微妙と申し上げたのは、内容そのものはそう軽微ではないのですが、その内容をどういうふうに変更すべきかの方向については、もう既に統計審議会決めてあって、その線に沿っての改正ということですので、改めてここで審議すべきことでは必ずしもないということなのです。

ただし、それを軽微案件としてそのまま処理してしまっているかどうかについては若干

の問題もあるかもしれないので、こういうものを軽微案件として処理したいという趣旨で御報告をお願いしたいのですが、とりあえず総務省の方から御報告をお願いします。

○総務省政策統括官室 総務省の政策統括官室でございます。それでは、今、委員長から御指示がありました法人企業統計調査の今回の改正計画と、その取扱いについて、私どもの方から説明させていただきます。

法人企業統計調査関係、資料4でございますが、資料4の参考資料2で法人企業統計調査票の概要を書いておりますけれども、既に御案内のとおり、法人企業統計調査は、我が国における法人の企業活動の実態を明らかにして、併せて法人を対象とする各種統計調査の基礎となる法人名簿の整備を目的といたしまして、昭和45年から指定統計調査で実施されているところでございます。

調査は、年次別調査と四半期別調査に分かれてございまして、調査内容につきましては、3の①、②にございますように、いわゆる貸借対照表であるとか損益計算書であらわれている経理項目等を把握するという内容のものでございます。

調査の方法でございますけれども、下の欄に書いてございますように、財務省の財務局、財務事務所を經由して調査を実施するというやり方を取ってございます。

1ページ目にお戻りいただきまして、今回、財務省の方から内々計画について御相談いただいている改正の概要については、1で書きましたように、大きく4点でございます。

1点目は、標本法人を2年間固定して、毎年度半数ずつ入れ替えるということでございます。これにつきましては、参考資料3で前回の統計審議会の答申を付けてございますが、1ページ目の一番下のところでも抜き刷りをつくってございます。

前回、19年9月に統計審議会の答申をいただきましてございます。このときは、調査対象業種に金融業、保険業を追加するというを中心に議論したわけでございますが、その際、アンダーラインのところでございますが「一般業種においても、年次別調査及び四半期別調査において同一の法人を調査するとともに調査客体を2年間継続して調査する手法を導入することについて、可能な限り早期に検討することが必要である」と、この指摘を受けまして、来年4月の21年度調査から、財務省の方では、この標本法人の2年間固定で毎年度半数入れ替えると、こういうやり方を取りたいということでございます。

具体のイメージでございますが、参考資料4の2ページ目でございます。資本金200万円～300万円のところをモデルとして取ってございますが、ここにありますように、例えば、200万円～300万円層については、標本を精査、20年度やっておりますけれども、21年度については、半数の500社について引き続き調査対象とする。今年度、非標本であった社、新設の法人を合わせて500程度、半数を追加して調査をやるということで、順次これを繰り返していくというイメージでございます。

1ページ目にお戻りいただきまして、2番目の改正は、これとの関係で、資本金1億円～10億円の標本の抽出方法を変化させるというものでございます。これにつきましては、参考資料4の5ページを見ていただければと思います。この中で、一般業種、資本金1億

円～10億円の真ん中の表でございますが、従前、本調査におきましては、確率比例抽出ということで、1億円～10億円のところにつきましては、この真ん中にありますように、実質的には6億円以上については全数、それ未満については抽出という形を取ってございました。今回、各層の企業の分布をながめながら、また、そこにございますように、大企業の定義が資本金5億円以上であることを踏まえて、今回の改正では5億円以上について悉皆にして、5億円未満の層につきましては、ランダム抽出、系統抽出で実施するというように改正を考えているところでございます。

お戻りいただきまして、3点目の改正でございますが、資本金1,000万円未満の資本金階層の集約ということで、資本金1,000万円未満につきましては、今までの4階層から今度、1階層に集約するというところでございます。

これにつきましては、参考資料4の4ページを見ていただければと思います。4ページ目で、現行の資本金階層と定数、変更後の階層ということで提示してございます。

これに至りましたのは、1つは、18年の会社法の施行に伴いまして、いわゆる株式会社の1,000万円の最低資本金制度、それから、有限会社の300万円の最低資本金制度、こういった最低資本金制度の撤廃がございまして。

それから、1,000万円未満のところの層でございますが、300万円以上500万円未満の層が全体の構成比として7割～8割ということで、大きなウェイトを占めてきているということがございます。

それからまた、實際上、1,000万円未満のところの表章結果の利活用等を含めて考えてみますに、ここまで細かく区分する必要性は乏しいのではないかとということで、今の4階層から1階層に改正するという計画でございます。

1ページ目に戻っていただきまして、4点目でございます。これは、日本標準産業分類の改定に伴いまして、業種分類の改定を行おうとするものでございます。昨年の11月に日本標準産業分類が改定されました。それを受けて、来年4月から法人企業統計調査の業種区分も変更しようというものでございます。

参考資料4の6ページを見ていただければと思います。法人企業統計調査の業種区分につきましては、基本的に日本標準産業分類の中分類をベースに区分をしております。基本的には、昨年の改正のあった日本標準産業分類に沿った形で業種区分をするということでございます。

以上4点が今、私どもの方に内々財務省から提案されてきているものでございます。

この取扱いでございますが、参考資料1を見ていただければと思うのですが、基本的な改正内容につきましては、昨年の9月の統計審議会答申に沿った形、それを実行するための改正ということでございます。その取扱いにつきましては、本来であれば、統計法の施行令に基づきまして、調査内容の改正がある場合に、総務大臣が承認する。その承認に当たって、統計委員会の意見も聴取しなければならない。ただし、委員会が軽微な事項と認めるものについては、この限りでないというような施行令の規定がございまして。それで、

これが軽微な事項に当たるかどうかということでございます。

参考 1 の(1)で「統計委員会が軽微な事項と認めるもの」とは、例えば、次に掲げるような場合を指すものとするということで、①～⑧がございます。今回の改正は、ストレートに①～⑧の例示に係るものではございませんけれども、(2)で、「上記の例示によっては軽微な事項かどうか判断しがたい場合は、委員長及び関係する部会の長が、軽微な事項か否かを判断するものとする」と、この(2)を受けまして、私どもとしては、本統計調査の関係部会長でございます企業統計部会的美添委員、それから竹内委員長に御相談の上、内容的には軽微でいいのではないかという一応の御了解をいただいたものと考えてございます。

私の方からは、とりあえず以上でございます。

○竹内委員長　そういうことございまして、美添さん、何かコメントありますか。

○美添委員　重要な論点を含んでいるのですが、委員長に御説明いただいたように、前回の統計審議会での点について十分議論をしたということですので、もう一度同じ議論をするのは適切ではないという意味で、私は軽微という扱いに賛成したものです。

事務局では、資料 4 の参考資料 1 で、特に①～⑧までに該当しないという説明でしたが、私は⑤で差し支えないと思っています。集計内容、調査内容は全く変わりません。サンプリングの手法が一部分変わっただけで、どのような結果が出るかは、内部の検討を伺っても予測がつかない状態と理解しています。金融・保険業の調査を導入したときに工夫された手法を一般業種に適用するという改正には、前回の統計審議会でも賛成しているわけです。なお、数年間、結果を分析した上で、今後どのような標本設計を考えるか、引き続き検討が必要な課題だと思っています。

○竹内委員長　全体の趣旨はそれで、私も軽微な案件ということでよろしいと思うのですが、前の統計審議会で、正確に言うと、何について諮問があって、どういう答申をしたかということはここにありますが、読む時間もないと思うので、もう少し説明していただけますか。

○総務省政策統括官室　前回の 19 年 9 月の答申でございますが、このときには、今年の 4 月から調査対象として金融・保険業を追加すると、その追加について、その計画でいかどうかという議論がございました。それ以前の 13 年 7 月の法人企業統計調査の答申におきまして、低資本金階層を中心にデータのぶれといいますか、振れが大きい、そういったものについて何か検討が必要ではないかという議論がございました。その対応ということで、金融・保険業については、そこは 2 年間固定して、不連続性にならないように回避するという形を取った。それに併せて、今、一般業種について、今回やろうとしていることでございますが、これについても同じような手法を取るべきであるという指摘が行われたということでございます。

○竹内委員長　つまり、正確に申し上げれば、平成 19 年の統計審議会におきまして、平成 20 年の調査における具体的な諮問に対する答申があって、その中で幾つかの趣旨があっ

たのですが、今後の課題というところで、このときには金融・保険業について適用されることになっていました、同一の法人を継続的に調査するというを全産業に拡大すべきであるという統計審議会の意見が出ていました。4ページのところにアンダーラインをして書いてあると思うのですが、つまり、こういうことをしていくことが望ましいということが審議会の答申の中に入っております、今回の計画は、その趣旨に沿って、正確に、ほとんどそのまま踏襲したということですから、答申に沿う改善だということで、改めて企業統計部会で審議していただかなくてもいいという意味で軽微な事項にしていいたろうと思った次第です、そういうことでよろしいでしょうかという御承認を得たいのですが、いかがでしょうか。

(「はい」との声あり)

○竹内委員長 それでは、今日は、委員会として処理すべき問題はこれで終わりだと思えますが、次の「基本計画部会各ワーキンググループの審議状況について」、各ワーキンググループの座長から御報告いただきたいと思えます。今日は時間がありますから、ゆっくりできるかと思えます。一通り、それぞれの座長から審議状況について御報告いただいて、その後、審議に入りたいと思えます。

いつものように、第1ワーキンググループから、美添さんからお願いします。

○美添委員 お手元の資料5は第7回と第8回の会合で、第7回は5月9日、第8回が5月19日となっております。第9回が先週の金曜日に開催されましたが、議事概要が間に合っておりませんので、次回説明いたします。要点だけ御説明いたします。

5月9日の第7回会合では、第1ラウンド目の議論の最終回として、「実査体制」、「関係機関等との連携強化」、「統計の中立性」に関して検討を行いました。タイトルは「独立性、中立性」となっておりますが、実質的な意味としては中立性と理解しています。

このうち、「実査体制」については3点ありまして、1番目が統計専任職員制度、2番目が統計調査員及び調査環境の改善、3番目が地方独自集計、追加調査等となっております。

具体的な意見を幾つか紹介しますと、統計専任職員制度については、人事ローテーションなどにより専門性が薄れ、弱体化している。したがって、何らかの対策が必要であるということが共通の理解になっております。

ただし、地方でも行財政改革が進行中で、統計だけ別枠とするのは非現実的である。また、単なる増員は地方の負担増にもつながるということも指摘され、現実的な対策を考えるべきであるという意見が大勢を占めております。

統計調査員と調査環境の改善につきましては、現在でも調査客体の協力度の低下等、調査に関する環境が悪化している。これが更に継続して悪化する予測されるようです。そのため、調査員調査以外の調査手法を拡大すること、民間協力者の開拓、推計技術の開発など、さまざまな可能性を追求することが必要であるとされています。

3番目に、地方独自集計、追加調査についてですが、国の統計は、地方の政策企画にも



必要なものを含む調査が多い。したがって、都道府県別等の表章が困難な統計調査については、地方の判断で項目を追加したり、客体を上乘せするなど、地方別表章が可能となるような工夫が求められるという意見が大勢を占めました。これらについて、第2ラウンド目では具体的に詰めていくことといたしました。

次に、5月19日の第8回会合ですが、これが第2巡目の1回目になります。この日は、1番目に「統計ニーズの把握方法」、2番目に「基幹統計の指定基準の明確化」、3番目に「統計調査の見直し、効率化の考え方」及び「統計の評価」に対して検討を行いました。

1番目の「統計ニーズの把握方法」ですが、まず、府省横断的に統計に関するニーズを把握する仕組みについて、大まかなイメージを整理しました。

幾つかの項目をまとめますと、単にニーズを把握するのみではなく、政府統計に対して意見を有する利用者に理解を深めてもらうという側面もある。

2番目に、ニーズを把握する窓口は幅広く意見を聞き、統計委員会の下部組織のようところで論点を絞って議論をするのがよい。

3番目に、組織形態としては必ずしも常設組織でなくてもよい、むしろ常設組織としない方がよいという意見が強く出ております。

4番目に、ニーズを把握する頻度、時期などですが、常設ではないという程度で、年に1回、あるいは2～3回でも十分である。問題が生じたときに適宜対応するというような仕組みが現実的だということです。

5番目に、このようにして把握したニーズに対する具体化については、重要な問題について検討課題として取り上げ、次期の基本計画へ反映すること、府省横断的な検討委員会を開催することが適当であるとされました。

2番目の「基幹統計の指定基準の明確化」ですが、指定基準については、基本計画部会で明確な案を出していただいたものに沿って議論をしております。したがって、基幹統計の指定基準については、柔軟性のある目安として作成することといたしました。

例としては、国民生活に密着している、利用範囲が広い、継続性がある、地方集計が可能である、他の統計の存立基盤となるなど、具体的な例は幾つか挙げられています。

更に、将来人口推計の問題について具体的な意見を確認しました。統計として将来推計値を指定することは海外の例でも不可能ではないということですが、そのためには推計のための手順、パラメーターという表現が出てきましたけれども、この推計手順、あるいはその根拠となるパラメーターが客観性、正確性を有している、また、その作成手順が公開されているなどの条件が必要であるということ。

更に、将来人口推計とは限定せずに、将来推計値の問題を考えますと、推計値の作成手順の詳細な公開が困難な場合もあるということが示されました。これにつきまして、この場で、もし御意見がありましたら、ワーキンググループで反映したいと思っておりますので、お願いいたします。

課題の3番目の「統計調査の見直し、効率化の考え方」及び4番目の「統計の評価」と

いう点ですけれども、この問題は併せて一括した議題として検討したところ、次の考え方が示されております。

主なものは、まず、統計調査の見直し、効率化は優れた統計を作成するために行うものであるという視点が明確にされました。削減が目的という視点はどなたも出てきませんでした。

次に、行政資料の活用による部分的な調査事項の見直し、これは、片方で見直しをすることと、併せて、統計の有用性に関する評価ができるのではないかという提案がなされています。

また、客観的な手順の1つとして、統計が創設された際に目的が記されているわけです。この目的に事情変更があるかどうかは1つの見直し基準になる。

もう一つの点を紹介しますと、統計の評価及び見直しは、統計委員会において、基本計画の改定に合わせて行うことが適当であろうという意見が出ております。

以上、御紹介した内容は、いずれもあと数回の議論を経て原案をつくりたいということです。御意見がありましたら、この場でお願いいたします。

○竹内委員長 それでは、一応、皆さんに御報告をいただいてから御議論に入りたいと思いますので、第2ワーキンググループの方を舟岡さんからお願いします。

○舟岡委員 資料6にまとめられています。第2ワーキンググループでは、第10回の会合を5月21日に、第11回の会合を6月2日に行いました。更に、各府省統計のレビューを行うサブワーキンググループを3回程度開催することとしていて、第1回のサブワーキンググループが先週金曜日の6月6日に行われましたが、その報告については、サブワーキンググループの報告をすべてまとめた形で次回の統計委員会で行いたいと思います。

それでは、第10回の議事概要に掲げられている内容について簡単に御説明いたします。この議事概要だけごらんになっても余り御理解いただけないかと思えます。ここにまとめられているのは、各委員から、それぞれのテーマ別の課題等について、現状、問題の所在、その対応等について説明していただいた後の質疑の主要なものについてですので、概要に記されている質疑については適宜ごらんください。

第10回には、4つのテーマについて議論いたしました。1番目が「グローバル化関連統計について」、2番目が「GDP統計の精度向上に向けた検討について」、3番目が「サービス統計(企業の組織内活動と外部化)について」、4番目が「環境統計について」です。

1番目の「グローバル化関連統計について」は、現在、貿易統計が通関情報から作成されていますが、輸出・輸入申告書に記載されていて、まだ統計に活用されていない情報として、順委託加工契約、逆委託加工契約等の貿易形態別の情報等がありますが、それらを活用して、貿易相手国別、品目別に全国レベルで再集計した結果を既存の貿易統計に上乘せする形で公開することが有益である。

また、経済センサスが23年に実施されて以降、経済センサスの母集団情報の提供を関税局が受けて、通関情報として得られたデータを高度に利用することを考えるべきである。

母集団情報の企業コードと輸出入者コードを照合して、関税局において、例えば、当該企業の企業属性と関係づけて通関データを統計化して把握すると、貴重な情報が得られるだろう。

更に、少し先の話になりますが、通関情報を企業統計のマイクロデータとリンケージして、例えば、輸出・輸入申告書に記載された情報として輸入原産国、輸出仕向国、品目分類、輸出入金額、委託加工貿易等の情報がありますが、例えば、企業に係る統計調査として法人企業統計等がありますが、そうした企業統計データと通関情報をリンクさせて、将来的には統計化することが考えられるだろう。こういう提案がグローバル化関連統計についてなされました。

「GDP統計の精度向上に向けた検討について」であります。主要な点としまして、第1点が、季節調整、四半期パターンを検討すべきである。2点目が、基礎統計のノイズ処理の問題。3点目が、QE推計に利用する基礎統計の選択。4点目が、国際標準との整合性確保に向けておよび、QEにおいてどのように適用するか。5点目が、GDP推計のためのリソースをいかに確保するか。6点目が、QEの事前予測精度を向上することについて。それらについて、幾つかの提案がなされました。

主要な点として、季節調整、四半期パターンの検討については、季節調整に起因するQEの振れに関して、2つの論点が提示されました。1つは、集計されたQEに毎回季節調整をかけ直す現行方式が最適か否かという点と、もう一つは、集計前の基礎統計段階で季節調整をかける方法が適当かどうかという点です。これについて早期に検討することが必要であり、統計委員会の中に専門家も含めた研究会を立ち上げ、諸外国でどう対応しているかについても十分調査して、その上で実務面も考慮して検討することが適当であるとの提案をいただいております。

基礎統計のノイズ処理の問題については、SNA推計のための基礎統計の整備が重要であることは当然であります。それ以外に、GDP統計の作成側が、継続標本にもとづいて変化率情報を入手して、そこから推計する、あるいは関連統計を一層活用する等、周辺情報を利用して誤差の縮小を図るなど、推計手法レベルの対応策によって振れを小さくする余地があると考えられる。あるいは、純粋に統計的な手法によって基礎統計の振れを平滑化することも考えられる。こういう推計手法レベルでの対処とか、統計的手法による平滑化の有効性の検討については、可能なものから実施して、推計精度の向上につなげるべきであって、短期的な検討課題として掲げたいとの提案がありました。

QE推計に利用する基礎統計の選択としては、1番目に、QEと加工推計に用いられる基礎統計間の関係の整理、例えば、工業統計と生産動態統計の乖離の縮小等をどう図るか。次に、基礎統計間の定義・概念を統一すること。それから、基礎統計の拡充が必要であり、家計調査に基づく消費支出の振れが大きいとよく指摘されていますが、それに対して、調査対象となる標本数を更に拡大すること、あるいはサービスを中心とした供給側の動態統計の整備を行う、等の必要性が掲げられています。更に、行政記録の活用が大きな検討課

題であるが、これについては長期的な課題として取り組むべきものとされています。

それから、GDP統計の精度向上に関する方向性として、需要側、供給側統計による支出面のGDP推計に関する議論だけではなくて、QEにおいても生産面とか分配面のより詳細な情報が利用できるようにすることも課題であり、これについても必要な基礎統計の整備も含めて長期的・総合的な検討課題とすべきと提案されています。

QEの国際標準との整合性確保については、現行のGDP推計方式で国際標準との乖離が大きな問題として掲げられるのは3点あって、公的部門の分類基準、自社開発ソフトウェア、FISIM、この3つであります。これについて、基礎統計の整備も含めて各国の推計方式の検討の中で一定の結論を得ることが期待されるとされています。

GDP推計のためのリソース確保、QEの事前予測精度向上については省きます。

「サービス統計(企業の組織内活動と外部化)について」であります。これについては、事業所単位で把握されるべき情報と、企業単位で把握されるべき情報、それぞれを区別して、統計の中で役割分担を果たすべきである。企業を単位として、企業間、企業グループ内のサービス活動をとらえることについては、平成17年に始まった中小企業実態基本調査を企業活動基本調査と対比して、それぞれの対象分野、役割等について調整して、補完関係にあるような方向で検討すべきである。

また、本社と支社の関係については、本社機能に関する調査事項を充実させる必要がある。さらに、本社と支社が分担するサービス機能についても、どちらがどれだけ決定権限を持っているか、といった内容を把握することが、これからの企業統計の分析において重要である。

同様に親会社と子会社の関係についても、サービス機能の流れ、分業関係等を詳細に把握すべきであり、業務の外部委託についても、これまで以上に詳細に把握する必要がある、そのような提案を受けています。

「環境統計」については、OECDのコアセット指標に基づいて統計を整備する方向が提示され、主に総合エネルギー統計を加工統計として作成し、その精度向上に努めるべきであることと、環境分析用の産業連関表を作成することが重要である。また、地理情報を地図上に落として、環境統計として一体的に整備することが必要であるといった提案がなされています。

以上の提示に基づいた質疑の結果については、議事概要に掲げられています。

次に、第11回の議事概要に移りますが、6月2日に3つのテーマについて議論が行われました。第1点が「母集団情報の整備(ビジネスレジスター)について」、2点目が「サービス統計(質の評価が困難なサービス活動)について」、3点目が「各府省統計のレビューについて」。

1点目の「母集団情報の整備(ビジネスレジスター)について」は、このワーキンググループの会合で最終報告が了承されていますので、第11回会合で配付された資料を議事概要の後ろに付けてあります。少し参考にしてながめていただきたいと思います。7ページか

らの「母集団情報の整備からビジネスレジスターの構築に向けて」の中で、検討の対象について、母集団情報の基盤となる経済センサス等の在り方に加えて、主要な統計調査の結果や行政情報等を活用してビジネスレジスターを構築するための必要な取組みを検討・策定するとしています。

2点目に、現状について、母集団情報の整備と経済センサス、事業所・企業データベースとビジネスレジスターの構築の状況について説明しています。3点目で、どのような問題があるかを述べています。4点目に、海外の主要国がどのような状況にあるかを、主要な各国についてまとめてあります。5点目が問題への対処ですが、母集団情報の整備と経済センサス、事業所・企業データベースとビジネスレジスターの構築については、最後のページの40ページに、「ビジネスレジスターの整備のイメージ」とのタイトルで整備の工程イメージ図が掲げてあります。

これをごらんください。平成21年に第1回経済センサスー基礎調査が実施され、その名簿整備を受けて、第1回経済センサスー活動調査が平成23年に実施されます。第1回経済センサスー基礎調査の後に、法人登記の業務情報に基づいて、新設の法人について、業種、従業者数、傘下の事業所数などについて、往復郵送調査で情報を収集して、母集団情報を毎月更新する。

更に、特許データベースの出願人情報ですが、この名簿情報を経済センサスの企業コードとマッチングさせて、企業属性情報を取り込み、既存の特許公報にもとづいて作成されている統計にもう少し別の視点を加えて統計を作成する。

また、貿易統計については、輸出入者情報、現行ではジャストプロ（JASTPRO）と称される輸出入者コード情報ですが、それを経済センサスに基づく母集団情報の企業コードとマッチングして、そこから得られる属性情報を基にして新しい統計を作成する。

さらに、今年の4月以降に始まる決算年度において、上場企業については、財務データがXBRL形式でEDINET上に公開されます。ほぼ4,000社ありますが、その4,000社の情報を、主要なものについてレジスターベースに取り込む、あるいは中間的なファイルとして収納する。それを法人企業統計に一部活用することも考えたら良いということが提案されています。

それから、事業所の新設・廃止データとして、行政情報の中でも労働保険情報が非常に有用なものですが、できればその情報を活用して、レジスター情報を更新することが考えられる。これについては第4ワーキンググループで検討が進められていますので、その検討にゆだねることとしております。

また、経済センサスー活動調査を挟んで、工業統計調査、商業統計調査等の結果について、レジスターに主要な調査内容を収納していく。

そして、これまで親子関係のデータについての情報整備が不十分でありましたが、第2回経済センサスー基礎調査では、親会社から捉えて、海外にある子会社まで含めた、すべての子会社の名称、所在地等の情報を調査し、親子関係の企業グループのレジスターベ

スの情報を整備する。同時に、本社等の管理的な活動についても併せて調査するとされています。

第2回経済センサスー活動調査以降、ビジネスレジスター、特許データベース、貿易統計、法人企業統計調査、こういうもろもろの企業、あるいは事業所を単位とした統計について、結果データを統合して新しい統計を創出することを模索するべきということをうたっています。

ビジネスレジスターについては以上であります。

「サービス活動分野の統計について」であります。質の評価が困難なサービス活動について、どう統計として整備するかについて、幾つかの提案がなされました。直面する最も大きな、重要な課題として、政府統計に対する、本格的な需要調査を実施する必要がある。的確かつ多様な政策評価が実行できるようにするために、そして、それによって実質的な政策論議が活発に行われて、適切な政策が機動的に実施される状況を実現できるようにするために、政府統計に対する国民的な要求がどこにあるか、その潜在的な需要をうまく掘り起こすことが必要である。具体的には、幾つかの分野を指定して、それぞれの分野ごとに数年間にわたって本格的な需要調査を実施するプロジェクトをスタートするべきである、そういう提案がなされています。

それから、「各府省統計のレビューについて」ですが、冒頭「基幹統計を巡る論点メモ」にもとづいて、3月の統計委員会で総務省政策統括官室から報告を受けた、指定された統計の満たすべき要件、手続、基幹統計と基幹統計調査の対応関係、基本計画における基幹統計に関するアウトプットイメージ、基幹統計と基幹統計調査の関係の具体例、これについて説明をしていただきました。その後、サブワーキンググループの会合を3回開催して、経済産業省、財務省、内閣府、農林水産省、国土交通省、厚生労働省、総務省のそれぞれ所管の統計について、どの統計を基幹統計として指定することが適当か、あるいは、すぐに基幹統計とすることはかなわないとしても、将来的に重要な統計であるので、基幹統計として整備することが望ましい統計をリストアップすることがそこで議論されることについて了承されました。また、分散型の統計機構の下で各府省が所管する統計について、何らかの統一の取れた、国民にとって、ユーザーにとって、より有用性が増すような形で統計をいかに整備すべきかを検討する。さらに、個々の統計について、どのような問題、課題があるか、それに対する対応策を検討する、それらの課題について議論することを役割として開催することが了承されています。もう既に1回、経済産業省、財務省、内閣府所管の統計について、6月6日に検討が行われましたが、今後引き続き、6月20日に農林水産省、国土交通省、6月23日に厚生労働省、総務省、それから、再度、経済産業省について、所管する統計のレビューを行うことを予定しています。

私からの報告は以上であります。

○竹内委員長 どうもありがとうございました。

それでは、第3ワーキンググループ、お願いします。

○阿藤委員 第3ワーキンググループは、資料7でございます。第3ワーキンググループは、前回の基本計画部会から2回会合を開きまして、1回目が5月19日、2回目が6月2日でございます。

5月19日の方は、これまで分野を分けて、ほぼ3つずつ、1回ごとに議論をするということで、第1ラウンド、第2ラウンドとやってまいりまして、その第2ラウンドの最後の回に当たります。そこでは、テーマとして、「家族・暮らし・居住・余暇・レジャー」という分野と、それから「教育」という分野について、主として何を成すべきかという重点的な課題等について議論を進めました。

次の第8回の方は、いわば第3ラウンドということで、いよいよ統計整備の重点的課題の絞り込み、重要統計の選択というところに入るということで、「人口・人口動態」「家族・暮らし・居住・余暇・レジャー」「福祉・社会保障」という比較的類似したテーマを3つ議論いたしました。

というわけで、第7回の方の議論は、特に「家族・暮らし・居住・余暇・レジャー」については、第8回の方で総括されておりますので、ここでは省略させていただきます。

残りの「教育」の部分につきましては、これもまた次の回ぐらいに議論があるわけですが、「教育」については、比較的、教育行政、施設、人材などは現行の指定統計でしっかりととらえられているという理解でございますが、それ以外のいわゆる教育費、あるいは家計レベルの教育支出とか、そういった教育に関する経済的なものについて少し議論がありましたが、あるいは教育の成果、評価といった、今まで教育統計では余り議論されてこなかった部分ですけれども、そういう議論もいたしました。家計については、子どもの学習費調査があるという話がございまして、それ以外のものについては、取ろうと思えば取れるということで、教育の専門家からは、特に今、議論する必要はないのではないかと、そういう議論でございました。

あと、アチーブメントとかパフォーマンスについては、教育の場合は余りきちぎちやり過ぎると学校間の競争をあおるとか、そういうこともあるので、なかなか難しいという教育専門家の議論などが出まして、教育については、既存の統計以外のものを拡大していくというのはなかなか難しいみたいな、そういう議論でございました。

3ページ目の最後の方に、近年のフリーターとか、若者の不安定雇用のような、そういう問題との絡みだと思っておりますけれども、高校卒業から労働市場に出て、3年ぐらいで辞めてしまうとか、学校の卒業を挟んだ、いわばライフコース的な研究といいますか、統計調査というものが余りないのではないかと、そういうものが今、重要ではないか、そういう議論などがございました。

第8回の方でございますが、4ページ目で、ここで第3ラウンドということで、先ほど申し上げた3つのテーマを取り上げまして、これまでの議論を事務局の方で整理いたしまして、統計整備の重点的課題及び対応の方向性等についてということで、統計、そして、という問題が議論された。それに対して、各担当省庁がどういう回答をしているかという

整理をした資料をつくりまして、それに基づいて議論を進めました。ワーキンググループからの問題提起に対して、前向きな回答が得られているものについては、それを最終的な報告書に盛り込む。そうでない、必ずしも議論が煮詰まっていない部分について、特に関係省庁から、改めてその場で回答してもらって議論をすると、そういう段取りで行いました。

「人口・人口動態」統計の分野につきましては、議題としては、国勢調査とか外国人統計、あるいは行政記録の活用といった議論がございましたが、とりわけ住民基本台帳や外国人登録制度にかかわる行政記録の統計の活用については、ワーキンググループとして、できるだけ具体的な形で提案をすることが望ましいと、そういう議論がございました。

それから、「家族・暮らし・居住・余暇・レジャー」の分野につきましては、特に女性の就業という問題との絡みでさまざまな議論がございましたが、世帯側の調査と事業所調査との接合の可能性をどのように検討していくか、働く者と、勤めている場との統計データをどのようにつないでいくか、こういう問題が指摘されております。

それから、女性の就業、ワーク・ライフ・バランス等への事業所の取組みが女性の就業や家族に対してどういう影響を与えているのかということが重要であって、男女を問わず職場環境との関連性が見えてこないことが問題ではないかということで、特に女性の就業に絡んで、女性就業者の側、そして企業の側というものの関係、関連性というものをもう少しはっきりつかめないかという問題提起がございました。

それから、5ページ目になりますが、住宅に関しては、住宅・土地統計調査は勿論ですが、国勢調査、全国消費実態調査でも若干そういう項目を含んでいる。更に、住宅・土地統計調査の付帯調査のような位置付けとなった住生活総合調査などもあり、住宅に関する統計が幾分オーバーラップしている部分もあるのではないかとということで、統計体系全体として、あるべき姿を検討する必要があるという御議論がございました。

それから、勿論、個別、具体的には、住宅・土地統計調査と住生活総合調査の統合と、既に人口・社会統計部会で指摘されたようなことも議論がございました。

それから、調査に当たって、民間のパネル調査等のように、統計調査への協力に関する金銭等のインセンティブシステムが必要ではないか。調査環境が悪くなっている中で、調査対象者に対して、民間でやられているような、金銭をもう少し出すような仕組みが必要ではないかという問いかけがございましたけれども、家計調査、全国消費実態調査などでは一部既に行われているということがございました。

それとの絡みで、最近、全国消費実態調査について行われた民間委託業者の報告によりますと、対象者が求めるものは、金銭面というよりはむしろ、自分の世帯の家計が全体の中でどのようになっているのかといった結果のフィードバックを期待している方が多いと、このような御意見も出ました。

これもまたそれと絡みますけれども、調査への回答の充足感といいますか、答える側の充足感をどのように与えるかということについて考えるべき、そういうことをどこかで指



摘しておく必要があるのではないかというふうな議論もございました。

あとは、少子化とか、ワーク・ライフ・バランスと、これもまた女性の就業と絡んでいるわけですが、そういったこととの関連で、全般的にもう少し統計が整備される必要があるということで、以下のような御意見が出たということでございます。

最後に、これも先ほどの話とダブりますけれども、Employee-Employer データについては、人口・社会統計としてのニーズや有用性について整理して、どういう形で整備すべきかを明らかにする必要ということが最終的に意見として出ております。

以上でございます。

○竹内委員長 どうもありがとうございました。

それから、第4ワーキンググループ、お願いします。

○廣松委員 それでは、第4ワーキンググループの御報告をいたします。第4ワーキンググループは、5月12日に行われました前回の基本計画部会以降に2回、5月13日に第8回目の会合、5月27日に第9回目の会合を開催いたしました。その議事概要は資料8にまとめられております。ここでは、会合ごとではなくて、テーマごとに御報告をいたしたいと思えます。

まず、「行政記録情報の活用について」でございますが、第8回会合におきまして、住民基本台帳人口移動報告への「住民基本台帳データ」の活用に関して、また、第9回会合におきましては、法人企業統計調査への「有価証券報告書データ」の活用及び民間データの活用に関してヒアリングを行いました。

具体的に、第8回会合におきましては、統計作成側の統計局から、現在、住基ネットワークから提供を受けているデータに加えて、年齢、更に現行より細かい地域区分のデータの提供を受けて、現行よりも詳細な人口移動状況がわかる統計を作成したいとするニーズの説明がございました。

これに関しまして、住民基本台帳制度を所管する総務省の自治行政局からは、それに対しては地方自治体の了解が必要であり、そのためには個人が特定化されないような集計することを説明し、地方自治体の理解を得る必要があるという旨の説明がございました。

委員からは、こうした統計は市町村行政にとっても有用であり、直ちに実行すべきとの意見が出ました。ただ、一方で、年間の移動者数が大体500万人なのに対して、仮に市町村数をごく単純に2,000と考えますと、 $2,000 \times 2,000$ で400万のセルのOD表ができます。400万のセルに対して500万人の移動者数ということになると、個人が特定化されてしまう恐れが高い。その意味で、集計に関しては十分留意する必要があるという指摘もございました。

本件に関しましては、まず、統計作成側の方で、個人が特定化されないためには、いかなる集計を行うことが適当か等、詳細を詰めた上で、行政記録保有部局である地方自治体に対して具体的な要望を行い、理解を得ることが必要であるというふうに考えます。

これに関しましては、自治行政局側も側面支援をしていただけるということなので、具

体的に住民基本台帳ネットワークシステム推進協議会という場があるようでございますが、そのような場を活用して地方自治体の理解を得るという手順が必要ではないかというふうに思います。

先ほど、企業統計部会で雇用保険、それから第2ワーキンググループで労働保険に関して、行政記録の情報の活用に関してコメントがございました。今までヒアリングを行ってきました結果というか、感想といたしまして、統計作成者側で具体的にどういう情報が欲しいのかということを含めた上で、行政記録情報を保有している部局と交渉するというか、相談をする必要があるように思います。その意味では、統計サイドの方でも、行政記録情報の活用に関して十分準備をしておく必要があるというふうに感じました。

次に、第9回会合におきましては、法人企業統計調査への「有価証券報告書データ」の活用に関して議論を行いました。本件は、既にネット上で公開されている情報であり、行政記録保有部局側の問題点はないと考えられますので、統計作成部局側である財務省の財務総合政策研究所からヒアリングを行いました。

財務省総合政策研究所の説明では、法人企業統計調査は法人単体ベースの決算が必要なのに対して、この有価証券報告書の特に関し四半期分は連結ベースの決算であることから、3万社のうちの約4,000社しかデータが得られないこと、それに伴い、システム改修を行わなければいけません、その費用対効果について検討することが必要であるという指摘がございました。

これに関しては、委員から、費用はほとんどかからないと考えられるので、直ちに実施すべきという意見がございました。

この行政記録情報の活用につきましては、次回、明日予定しております第10回会合において、税務データの利用可能性について、国税庁等からヒアリングを行う予定でございます。

第2に、2次利用についてでございます。第8回会合におきまして、オーダーメイド集計、匿名データの作成・提供等、2次利用について議論いたしました。事務局を通じてオブザーバーとして出席していただいている各府省に2次利用に関する取組状況等をまとめていただいたところ、資料8の8ページから10ページの別紙をごらんいただきますように、まず、2次利用の対象とする統計調査でございますが、その準備状況を見ますと、準備が整う一部の調査から先行して始めるという府省があるものの、当面は未対応との府省もあります。また「2. 実施期間」については、ほとんどの府省で検討中となっております。「4. 実施する上での支障・問題点」を見ますと、各府省とも予算や要員の確保等を挙げております。

各委員からは、各府省とも行財政改革が進み、統計作成の通常業務に手いっぱいの中で、具体的なニーズがわからない2次利用に対する予算要求や人員の確保は大変難しいという指摘がございました。ただ、利用者側は、4月から2次利用がスタートするというように考えていますので、来年4月になっても何も変わらないという状況になってしまいますと、

大きな期待が不満に転化してしまう恐れがあると考えられます。統計という国の資産をみんなで使えるようにすることが今回の基本計画の目玉でございますので、別枠で府省共通のプラットフォームをつくり、まとまった形で予算を取れるような提言を行うことが適当ではないかという意見もございました。

総務省統括官室には、制度立ち上げ期における具体的な府省共通の枠組みづくりの案を考えるように依頼しました。次回会合でこれにつきまして審議をする予定でございます。

第3に、「民間事業者の活用の在り方について」でございます。これにつきましては、これまで基本計画部会で説明をいたしておりますとおり、民間事業者の活用の在り方については、先行的な取組を行っております総務省統計局の実例や、官民競争入札等監理委員会の統計調査分科会、民間事業者団体からのヒアリング等を踏まえ、審議を行っております。その中で、国直轄の郵送調査である科学技術研究調査については、引き続き公共サービス改革法に則って民間事業者を活用することが妥当とされたものの、法定受託事務により実施している就業構造基本調査の越前市の事例では問題点が見られたことは既に御報告したとおりでございます。

そこで、第9回会合におきましては、民間事業者の活用に関しまして、それ自体を目的とするものではないという前提の下で、まず、調査員による実査業務の委託、次に、公的統計の品質は結果のみならず、統計の作成プロセスの適正さが必要であること、3番目に、成果に応じたインセンティブ、あるいは、もしそれに違反するような場合にはディスインセンティブなどを設けて、民間事業者の活用にあたって留意すべき事項に関する論点を中心に議論をいたしました。

このうち、調査員による実査業務の委託に関しましては、慎重かつ十分な検討が必要な調査として、どのようなものがあるか。その点について、事務局からの案を踏まえまして、統計局や都道府県など、調査実施部局の観点からの問題点や意見も聞きながら議論をいたしました。事務局から提示されました案では、資料8の5ページの下の方でございますが、大きく3つのカテゴリーが示されました。

第1のカテゴリーとして、国の統計調査全体の母集団フレームを提供することを目的とした調査。

第2のカテゴリーとして、一定の行政分野、具体的には日本標準産業分類上の大分類に該当する産業の所管分野等、または生活分野における国の統計調査、標本調査も含まれますが、その母集団フレームを提供することを目的とした調査。

第3のカテゴリーとして、調査結果が政府の経済財政運営の重要な基礎資料として利用されている調査の3つでございます。

これらのカテゴリーについては、おおむね妥当ではないかという意見が大勢を占めました。具体的な統計がわかるようにまとめられれば、より望ましいという意見もございました。そのため議事概要の5ページには、1のカテゴリーには国勢調査及び経済センサス、2のカテゴリーとしては、商業統計調査、農林業センサス、国民生活基礎調査等、3のカ

テゴリーとしては、労働力調査、小売物価統計調査、家計調査等を例示として挙げております。

また、統計の質の確保に関しましては、今後、学術的にも研究すべき幾つかの課題がありますので、まずは回収率や記入率について目標値を設定した上で、実施プロセスを慎重に管理していくことが重要であると指摘されました。

また、調査員調査の取扱いでは、今後も国の登録調査員制度の活用を前提とした場合、そのてこ入れ方策や民間事業者における登録調査員の活用の是非について、委員から意見がございました。

ただ、この点に関しましては、第1ワーキンググループのテーマである地方統計機構や実査体制の問題と深く関連する事項であることから、第1ワーキンググループで統計制度全体の視点から議論していただければと考えております。

そのほか、第8回会合におきまして、3ページでございますが、国民・企業への広報・啓発活動、統計教育の拡充について、また各府省でのデータ共有の推進等について議論いたしました。これに関しましては、時間もございませんので、資料8の3ページから4ページをごらんいただければと思います。

とりあえず、以上でございます。

○竹内委員長 どうもありがとうございました。

たくさんのことを伺ったのですが、どういう問題についてでもよろしいですから、御意見ございませんか。どうぞ。

○舟岡委員 まず第1点は、第4ワーキンググループの統計情報の2次利用についてです。2ページ目から3ページにかけて書かれていて、ただいま御報告のあったところですが、やはり2次利用については、今回の統計法の改正の大きな目玉で、利用者側が期待するところ大だと思えます。我々研究者ですと、匿名データを活用するという道が開かれています。広く一般の利用者はそういうことはかなわず、既存の統計情報以外の集計を必要とする場合には、オーダーメイド集計によらざるを得ません。それが今回から道が開かれ、単に国民に広く協力を求めるだけではなくて、その成果をそれぞれのニーズに合わせて提供できるようになった。この仕組みは是非とも何らかの形でつくっていただきたい。

3ページの頭の方で、「府省共通のプラットフォームを開発する等、まとまった形で予算を取れる」、これは大変重要なところでして、各府省が潜在的な需要に対して予算をあらかじめ確保して、そして対応するというのは、なかなか現実的でないと同時に、予算においても、労力等でも無理ですので、何らかの共通のプラットフォームを開発することが望ましい。その際、何もない需要に対して、お客があったら注文に応じますということではなかなか対応しえませんが、恐らく各府省庁とも、他の府省庁の所有している統計情報について、別の利用の仕方があると思えますし、各府省庁が互いの統計情報の利用においても、最もヘビーユーザーであると思えますので、相互のプラットフォームの利用は無料で行えるような仕組みを考えて、それに向けて、プラットフォーム、例えば、サーバーを整

備し、管理運営し、プログラムも必要なものを開発しておく、そんな体制が考えられないか。

現在、匿名標本データ等を研究者に広く提供している一橋大学の先生に伺ったら、大した金は必要ではなく、1,000万円か2,000万円程度の金額で少なくとも維持管理できるという話を、まだ詰まっていない、ざっくりの段階で聞いていますので、その程度の予算だったならば是非確保して、少なくとも各府省庁が他の府省庁の統計情報をオーダーメイド集計して利用する道を開いていただけるとありがたい。そこで築いたインフラを利用して、一般の国民からのニーズに対して実費で提供するということになりますと、統計が比較的容易に幅広く高度活用されるのだろうと思いますので、是非今回、実現できたらいいなと希望しています。

もう一点は、民間開放についてです。よくまとめていただいてあって、5ページにあるとおりですが、これは調査員による実査業務の委託について記していますが、それ以外の統計調査についても、この機会に民間開放のあり方について統計委員会が基本計画の中で明確にしておくことが必要ではないか。

ここに掲げられている調査は、大体、世帯・個人を対象とした調査員調査が中心かと思います。経済センサスとか、一部経済統計も入っていますが、民間開放については、事業所・企業の統計調査の方がむしろセンシティブではないかと考えます。事業所・企業の統計ですと、その結果を早期に知ることによって、特別の利得を図ることができる。あるいは他社の情報を知ることによって、企業行動において何らかの利益を受け取ることができる。そのように、非常にセンシティブで扱いを慎重に行わなければいけない情報がたくさんあると思います。

そういう情報について、民間が触れるとなれば、ひょっとすると、そういう利用の仕方がされるかもしれない。また、実際は守秘義務がかけられ、それを遵守してもらえとしても、客体に対して無用な懐疑心を引き起こし、不信感を与えますと、申告義務を課するような基幹統計調査においては、虚偽の申告、あるいは信頼性に欠ける申告結果がこれから数多く集まるのではないかと懸念されます。そういう懸念がある統計調査については、少なくとも個票の審査・集計等で民間機関がかかわることがないような民間委託の仕組みをここで明示して打ち出した方がよいのではないかと考えています。

以上です。

○竹内委員長 今の点で、廣松さん、何かありますか。

○廣松委員 第1点目に関しまして、プラットフォームに関しましては、この基本計画部会で合意していただければ、何とかそれを私どもも実現をしたいというふうに考えます。

ただ、同時に、運用面とか技術面に関しましては、初めてのことで、各府省の方でまだ戸惑いがあることも事実だろうと思います。そこで、これは総務省政策統括官の下でございますが、統計データの2次利用促進に関する研究会を開催しており、そこで運用面、技術面に関して、とりまとめを行っておりますので、それをワーキンググループの方

に報告をしていただいた上で、何らかの形で共通的なというか、例えば、データを提供するときにはどのようなチェックを行うべきかというチェックリストをつくるか、技術面で言うと、秘匿の方法としてどのような方法があり得るかというようなことに関してまとめたものをワーキンググループの方で報告を受けて、それをワーキンググループとして議論した上で、この基本計画部会に御報告したいと思います。

それから、民間開放の件に関しまして、おっしゃるとおり、事業所・企業関係のデータに関しては、大変センシティブな点がございます。その点に関しては、少なくとも、これは最低の条件として、受託をした方の民間事業者が守秘義務を徹底するということが大前提だろうと思います。一方で、おっしゃったとおり、心理的な影響として、それが報告者の態度に何らかのマイナスの影響を及ぼすということであれば、そこはやはり十分考慮すべき点だろうというふうに考えております。ワーキンググループの報告の中でも、御指摘の点に関して少し盛り込めるような形で検討したいと思います。

○竹内委員長 どうぞ。

○舟岡委員 オーダーメイド集計についてはどうでしょうか。匿名化されたデータについては、その提供対象もその利用の仕方も、限定されたものになると思います。他方、幅広く民間の研究機関とか、あるいはマスコミ等がこういう集計をやっていただきたいというリクエストは、恐らくその体制が整えば増加していくと思われるのですが、それに対する対応はどのようにお考えですか。

○廣松委員 確かにその点については、どちらかというところ、人員とか、予算の問題の方が大きいと考えております。したがって、来年の4月の段階では、具体的なニーズが出てきたときに、すなわち利用の申出があったときに、それぞれの府省の方でどういうふうに対応していただけるのか、御検討いただくことになるだろうと思います。これは匿名データの関係でございしますが、可能な限り、一橋大学で行っている試行的な提供の経験を参考にしながら、オーダーメイド集計の方も検討していただくということになるかと思えます。

○竹内委員長 出口さん、どうぞ。

○出口委員 私は、今の舟岡先生の御意見に全面的に賛成で、特にプラットフォームをつくることでそういうものは初めて可能になるので、共通化されたプラットフォームをつくって、各府省の業務プロセスには干渉せずに、そこから抽出してプラットフォームをつくって、その上でオーダーメイド集計をやるための言語、ここが従来の統計と違うんですが、最近、民間の業務プロセスではETLツール、抽出・変換、また新たなローディングという、エクストラクション・トランスフォーメーション・ローディングのETLツールというのがあるのですが、そういうものの統計版みたいなものを考えていくことで、今のようなことは十分可能になると思うので、そういう方向性を明確に打ち出すことが重要だと思います。XBRLを会計ソフトが吐き出してくるのも一種のエクストラクションツールなわけで、その種のもので用意されることで、非常にこの種のものに関しては道筋が開ける

と思うので、是非ともこの方向性は実現をしていただきたいと思ひますし、十分に技術的には可能であるというふうには考へています。

○竹内委員長 どうぞ。

○廣松委員 補足という意味で、オーダーメイド集計の件とも、匿名データの件ともかわることですが、法律上は調査実施者の判断に任せるといふ形になっています。ただ、先ほど申しましたとおり、人員とか、いろいろな点を考へましたときに、各府省が何らかの形で委託を行える、民間ではなくて、独立行政法人のような存在も考へられるといふふうに思っております。

○竹内委員長 今のオーダーメイド集計の件について言うと、人員の措置も予算の措置も全くなしに、ただ実施者に要望しても、どこかに委託するといふことでも、恐らく非常に困ることが多いと思ふのです。ですから、やはり何らかの形でそういうエクストラクションシステムをつくらないとだめではないか。そういうものをつくらなければ、今、出口さんのおっしゃったようなシステムをつくるにしても無理だと思ふのです。その辺は何らかの形で基本計画の中に入れたいと思ふのです。ただ、それは、予算の措置を入れることになるからいけないといふことになってしまうと困るのですけれども、どこかでそういうものをつくらなければ、私はオーダーメイド集計といつても、スムーズにいかないと思ひます。

それぞれの実施者にお任せすることにしてもいいのですけれども、そうなった場合には、実施者の方に注文されても、そんなことはできませんといふて断る権利を与えなければ、実施者としても大混乱になります。しかし、それを実施者に与えると、ちょっと忙しくてだめですとか、ちょっと難しいですといふことばかりになって、100件申し込んだけれども、99件まで断られてしまったといふことになりかねません。そこは何らかの措置をする必要があるのではないかと思ひます。それはどういふ表現で書いたらいいのかといふことについては御検討もいただきたいと思ひますけれども、何らかの形でそれはやる必要があるだろうと私も思ひています。どうぞ。

○出口委員 先ほど舟岡先生から御指摘のあった、まず最初に、府省間で利用できるという、そこも非常に重要だと思ひます。つまり、新たな加工統計をつくり出すときに、そのようなツールが非常に強力な武器になりますので、それも含めて、第1段階として、その問題を是非とも考へていただきたいといふのがあります。

○竹内委員長 美添さん、何かありますか。

○美添委員 まず、2次利用については、今まで議論されていることで、是非共通のプラットフォームといふ形を考へてほしいのですが、その際、オーダーメイド集計については、明確な需要が各府省からもあるし、従来も対応していた。これに対して、一体化したプラットフォームをつくれれば、費用の大幅な削減ないし各府省の人的資源の負担の軽減に結びつくと思ふのです。

もう一つ、匿名標本データの提供について、新しい統計法ですと、私も読み方をこの前

確認しましたけれども、一般に公開するものではないということなのだそうです。とは言いながら、本来の検討の過程で話題になったのは、海外の公開している統計データアーカイブがあって、そこに我が国はまだ参加する状況にない。ここに提供できるようなデータはどこでつくるのだろうか。

明らかに統計の本来目的以外の2次利用としての提供ですが、法律的には、海外で公開しているようなデータアーカイブというのは、匿名データでもなければ、オーダーメイド集計でもないということです。とは言いながら、需要の大きなものであるということから、どのような方法で一般向けにもう少し利用範囲を拡大した形での2次利用の提供が可能か、これは第4ワーキンググループの課題に含まれると思いますので、そこも含めて検討していただきたいと思います。

○竹内委員長 海外の提供ですけれども、それはどうでしょうか。私が考えるには、ワンクッション置いて、日本のどこかの組織が海外に提供することを目的として何らかの加工データをもって、それを提供するという形にした方がいいのではないかなと思うのです。

○美添委員 海外で提供しているのは、各国のサイトで勿論構わないわけです。日本のどこか、先ほどのプラットフォームのようなところか、あるいはそれと全く別などこかの大学にするなど、いずれにしても、法律で言う匿名データではないようですが、概念としては匿名性を非常に高めたマイクロデータを提供することが一般社会からも、海外の研究者からも期待されていることです。これが実現できないとなると、新しい統計法に対する評価を傷つけかねないということで、是非検討していただきたいと思います。何が問題であるかという点を明らかにすべきだろうと思います。

○総務省政策統括官 2次利用の関係でいろいろ御指摘いただいたのですが、先ほど廣松座長からもお話がございましたように、2次利用の具体化ということで、今、法の施行をどのようにやるのかという観点から、ガイドラインをつくる必要があるのではないかと、研究会を開催しております、御議論いただいております。

それから、第4ワーキンググループの議論の中で、実際の2次利用データの提供をどのようにするのかということについての検討も統括官のところ、各府省の協力も得ながら検討するよという宿題をいただいておりますので、そうした中で、ただいま御指摘いただいた諸課題について検討させていただいて、第4ワーキンググループにフィードバックして御議論いただきたいというふうに思っております。

ちなみに、少し細部にわたるかもしれませんが、各府省のオーダーメイド利用ということについては、必ずしも一般のオーダーメイド利用と同じ扱いにするということではなくて、場合によっては目的外利用という広義の中での扱いになるのかなという、制度の位置づけをどうするかという問題もございますし、また、出口先生がおっしゃられたようなシステム化ということになりますと、先ほど来、御議論ありますように、予算をどうするのか、あるいは各府省全体の共通プラットフォームをどういう形で形成するのかというのは、これは各府省との話の中で何かアイデアが出てくるのかどうかという調整プロセ



スも必要なのかなというふうに思っております。

それから、美添先生がおっしゃられました外国での匿名データの扱いと、日本の扱いに、きちんとした平仄、整合性が取れるかどうかということは大変大きな問題だというのは御指摘のとおりだと思っております。日本の場合には、必ずしも外国と同じように匿名データというのが一般公開を前提としているような形で、あるいは2次利用もそうでございますけれども、匿名データ、オーダーメイド集計、それぞれ一般公開を前提としてつくっていないということもございますので、先生がおっしゃられているところが、具体的な制度設計の中で、どの部位に当てはめることができるかということも含めて検討させていただければというふうに思っております。

**○竹内委員長** どうぞ、出口さん。

**○出口委員** 今の問題ですけれども、府省が合意したようなシステムというふうにおっしゃったんですけれども、基本的にはR&D事項が入ると思うのです。ですから、ここまで出てきた議論の中にも、統計に関する基本的なシステムのR&Dをどういうふうに行っていくかという体制づくりの問題が非常に重要なポイントであると思います。それさえできれば、逆に個別の問題は比較的容易に解決できる可能性もありますし、実際、昨年、内閣府のSNAに関して、一種のR&D事項をやってみて、ある種のETLツールに当たるようなものを実際開発して、意外と簡単であるということもわかりました。それは今回の匿名性とかいうのとは目的が全然違いますけれども、抽出するという意味では全く問題のない部分はありますので、その辺の技術的な問題と、府省間での合意が必要な法的問題は切り離した上で、R&Dに関する体制づくりみたいなものは是非とも今後検討していただきたいというふうに思います。

**○竹内委員長** どうぞ。

**○総務省政策統括官** 各省合意というのは、具体的なシステムのインプリメントのときには、どういう形で予算を取って、どういうシステムをつくるかということについて、勿論、統計委員会でこうすべしという意見を受けて、それを踏まえて各府省としてこうするというプロセスがあると思うのですけれども、単に法的な枠組みだけではなくて、具体的なシステム、あるいは予算要求、利用のルール化を含めて、実際のシステムを作成し、運用するには、各府省の合意が必要ではないかと、そういう趣旨で申し上げました。

**○竹内委員長** 少し別の問題を私の方から言わせていただきたいんですが、さっき、第1ワーキンググループの方でニーズの話がありました。それから、第2ワーキンググループの方からも統計の需要という話があったのですが、私が最近、考えていますことは、政策の基礎になる統計といいますか、あるいはエビデンス・ベースト・ポリシーということをやるとすれば、政策の基になるエビデンスを提供するものとしての統計をどうつくるか、あるいはどういうものが要求されているかということについて、もう少し考える必要があるのではないかなと思うのです。つまり、いろいろ政策の議論を聞いていると、ノート・エビデンスド・ポリシーとか、ノー・エビデンス・ポリシーみたいなものが多くて、どう

かと思うことが多いのです。

例えば、最近になって急に、2050年までにCO<sub>2</sub>を60%減らすというような議論が出てきましたが、一体どういう根拠でもって60%という数字が出てきたのか、全く見当がつかないわけです。それで、積み上げ方式がいいとか、キャップ・アンド・トレードでいくとか、そのシステムの議論はいいのですけれども、どういう方法でやるにしても、基礎になる数字と論理がきちんとしてなければ、本当は具体的な数字について何も言えないはずだと思うのです。

さて、そういう場合に、本当にどういう統計が必要だろうかということを考えますと、今ある統計で十分役に立つものも随分あると思うのですけれども、やはりまだ欠けているものもあるような気がします、そういうことの検討を少しした上で、今すぐこういう統計が必要だということを基本計画に書けるとも思いませんが、そういう方向での検討をして、必要な統計というものをちゃんと考えていくべきであるという議論だけは展開したいと思います。これはワーキンググループすべてにかかわることだと思うので、是非お考えいただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。どうぞ。

**○出口委員** 先ほど美添先生から、将来推計の統計の話が出てきたのですけれども、これもその問題に非常に密接に関係すると思っていて、将来推計というのは、ものによって非常に不安定なものもあるのですけれども、根拠となるパラメーター、客観性を持ち、推計手法が公開されていることが必要だという御指摘があったと思うのですが、将来推計は当然のことながらモデル依存になるわけで、モデルがきちんと公開され、モデルの構造パラメーターがどう推計されるかが明らかになっていけばよくて、それが毎年、構造パラメーターを推定し、それを改定していくような明確なプロセスがあればいいわけで、なるべくこの問題を前向きに考えてほしいという部分があります。

現状のパラメーターからの延長推計だとぶれますけれども、ある幅で可能な将来のシナリオを明確に示して、モデルそのものにフィードバックがかかるというのがエビデンスの非常に重要なポイントで、今、エビデンスベースといったときに、モデルにフィードバックのかかるような構造になっているものはほとんどないので、そういう形のものが私は非常に重要であると思って、特に人口統計関係に関しては、それを基礎にしながら、患者の変化とか、都市の構造の変化とか、将来のいろんなリソースの変化みたいなものに関する推測ができる可能性があるので、そういう問題に関しての道をもし開けるのであれば、非常に重要ではないか。

そういう視点から行くと、今みたいなものを3次加工とすると、そのベースになるような2次加工で何が必要かということで、そのベースになる基幹統計調査が何かというふうに、目的の方からブレークダウンしていきますので、真ん中における、先ほどの2次加工をどんどんつくれるようなデータウェアハウスのようなものの重要性というのも、改めて今のお話と結びついて出てくるのではないかというふうに思います。

**○竹内委員長** どうぞ。

○井伊委員 今あるデータをどのように活用するかということと関係すると思うのですが、第3ワーキンググループでは、社会保障番号に関して議論をしたのですが、最近、後期高齢者医療制度などで議論になっていますが、今の日本の仕組みですと、高齢者の社会保障を考えると、介護と医療と福祉といったものをつなげて統一的に統計として活用するという仕組みになっていないことが大きな問題であると思いますので、社会保障番号に関して、今回、ワーキンググループの中で御報告なかったのですが、何らかの形で触れておくべきではないかと思います。

○竹内委員長 どうぞ。

○美添委員 違う話題ですが、第4ワーキンググループでは、民間事業者の活用について大分煮詰まってきたようで、慎重に対応すべき分野というのも今回整理したということです。この問題について、基本的な考え方を確認したいのですが、そもそも官民競争入札とか、民間活力の導入のきっかけは、民間がより効率的にできる仕事があるということで、さまざまな分野について検討するということだったはずですが。

統計分野で見ると、越前市の例は失敗だったのかもしれない、更に検討が必要だという説明はありましたけれども、海外の事例を見ても、日本の幾つかの実態を見ても、更に我が国の民間の統計調査機関、日本マーケティング・リサーチ協会に加盟している数百社が普段担当している統計の性格を見ても、まるで国が実施するものとは違うので、経験がないわけです。それは事情聴取をしても明らかだったと思うのです。

そうすると、民間事業者に委託をしてコストが減る可能性は非常に低いと思います。前回の説明でしたが、民間事業者を育成するという視点も必要ではないかという議論を聞きました。私の理解するところでは、これは本末転倒ではないだろうか。民間事業者が向いていない分野を開放するために、民間事業者を育成しようというのであれば、本来の民間事業者の活用方法としては間違っていると思います。

なお、ワーキンググループで議論されたはずですが、海外でも、こういう実査にかかわるところは民間が担っていないはずですが。私の知っている限りでは、どこの国も、民間には絶対出さないということでした。先ほど舟岡委員が心配だと指摘された部分もまさにその部分だと思います。

海外がそうだということ認識した上で、費用も、民間がやって削減できない。経験も民間にほとんどないという状況だと、部分的に、例えば、郵送の事務であるとか、コールセンターの設置であるとか、可能な範囲は限られると思うのです。市場化テストの対象にすると整理された点は、ワーキンググループでは、その前提の下に議論をしていると思いますが、今回は基本計画ですので、よい統計を効率的につくるという視点から、どうあるべきか、それから、秘密を守るという体制も、国の責任で統計をつくるという視点も、再度問い直してもいいのではないかと思います。

第1ワーキンググループも、実際の面で関連する指摘がありましたので、一言だけ補足しますと、確かに人員の面でだんだん厳しい状況になってきているわけで、そういう意味

では、外部の人材等の利用も必要であろうとは思いますが、そのときに必要なものは、いわゆるマーケティング・リサーチの知識は持っているが、官庁統計に対して余り経験のない事業者よりも、国の統計調査を実施した経験の豊富な人たちがいるような組織、例えば、各府省のOBが勤務している統計に関する財団のようなものがあると思うのですが、そういうところにいる人たちを有効に活用の方がよほど現実的ではないかと思います。その辺まで含めて、民間活力の有効な活用方法について議論すべきではないかと思いますので、検討よろしくをお願いします。

○竹内委員長 どうぞ。

○廣松委員 今の御意見に関して、海外の事例は確かに御指摘のとおりだと思います。ただ、ワーキンググループとしては、先ほどお話しがあった包括的な民間開放という意味での市場化テストを前提にしているわけではありません。あくまで、統計のあるべき姿というか、そういう立場から議論をしております。勿論まだ議論の途中なわけですが、少なくとも、現在、先行している官民競争入札等監理委員会の立場をそのまま受け入れているということではございません。

○竹内委員長 今の件は、ある意味では統計委員会というか、私としても頭の痛いところでありまして、本来ならば、民間開放などと言わなくて、必要な外部委託、民間委託だけ言っているならば、これは全く問題ないわけです。これはもう既にいろいろ行われているわけですし、これからも多分、たくさん行わなければならないことが自然に起こってくると思うのです。けれども、民間開放が閣議で決まってしまって、それが前提で官民競争入札等監理委員会もできているわけですから、そういう意味では、現在のところ、「市場化」とか「民間開放」とかいう言葉自体を否定することはできないわけです。

そうは言っても、包括的な民間開放というのは事実上不可能であり、そういう方向でなく統計を守ればよろしいのです。

それから、先ほど美添さんがおっしゃったことで、開放するとしても、OBの方がおられるところへ頼んだらいいだろうという話ですが、制度的に、そういうこと自体、少し難しいと思うんです。

○廣松委員 済みません。補足という意味で、先ほどの報告の中でもそうですけれども、第4ワーキンググループの中では、「民間開放」という言葉は使うのをやめて、「民間事業者の活用」という言葉に直して議論をしております。

それと、もう一つ、JMRAに加盟している民間の調査会社の中には、官庁統計というか、政府統計の経験がほとんどないということは事実だと思います。ただ、最近の例で言うと、必ずしも民間の調査会社だけではなくて、別の業態のところと共同で統計調査をやるとうところが出てきたというのは、私は今までになかった1つの方向性だろうと思います。

○竹内委員長 これも新聞情報ですけれども、例えばクロネコヤマトがどこかと組んでそういうのに進出したいということがあるということですか。

○**廣松委員** はい、これはもう決まったからいいでしょう。統計局のサービス動向調査、月次の調査に関して、日経リサーチとヤマト運輸がペアを組んで落札をしました。一応、郵送調査の方は日経リサーチ、調査員調査の方はクロネコヤマトで、両者の調整と全体のとりまとめは日経リサーチが行うということで決まったと聞いております。

○**竹内委員長** ということですから、民間の方でも本当にまじめに官庁統計の分野について仕事をしようという業者も出てくるかもしれませんので、そういうことを邪魔をする必要はないと思います。

○**廣松委員** 全く別のことでよろしいですか。

○**竹内委員長** どうぞ。時間が来ましたが、あと少しやりましょう。

○**廣松委員** 第1ワーキンググループの最後の議題5のその他、8ページのところですが、そこに地方分権改革推進委員会のことに関して記述があります。私も大変気になるのは、1995年から2001年までだったと思いますけれども、当時の地方分権改革推進委員会の方針に沿って地方分権一括法が成立し、指定統計調査の事務うち、地方自治体が担う事務が法定受託事務という位置づけに大きく変わりました。今度、国の出先機関が行っている活動に関して、それを地方へ移すということが、まだ具体的には書かれてはいませんが、第2次中間報告辺りではそれがかなり明確に出てきそうだと聞いています。過去の教訓を考えるならば、その辺の動きを注視した上で、これ以上、統計調査の実査のところが複雑な形になるようなことであるならば、やはり統計委員会として何らかの形で意見を言う必要があるのではないかと思います。

○**竹内委員長** その点で、農水省の地方出先機関が非常にいろいろ問題になっているのは前からのことですから、よくわかるのですが、ほかの府省で、今の地方分権改革推進法が統計にも響いてくることというのは、具体的に何かあるのでしょうか。

○**廣松委員** 恐らく幾つかの府省では、地方の出先機関経由で調査をしている、実査をしているところがあると思います。地方出先機関の中に、どこまで入るのかよくわかりませんが、例えば、保健所とか社会福祉事務所は市区町村のレベルですが、具体的にどのような形になるのかはまだよくわかりませんが、調査によっては、実査の部分に影響が出てくるような気がします。

○**竹内委員長** 経済産業省辺りは、そこに何か影響あり得ますか。

○**経済産業省調査統計部** 経済産業省では、構造統計の大きいものはすべて都道府県委託でやってございます。一部の生産動態統計の月次調査には、地方支分部局経由でやっているものもございしますが、それほど規模は大きくございません。

○**竹内委員長** 農水省さん、どうぞ。

○**農林水産省統計部** 委員長や皆さんが御存じのとおりと思いますが、1つ懸念しておりますことを御報告させていただきます。

今、廣松先生からありましたように、我が省以外の統計調査の多くは、都道府県の統計専任職員の方にやっただいていただいているわけです。ただし、農林水産省の統計調査の大部分

は、約 4,000 人の地方出先機関の職員が調査員の方に実査をお願いしながらやっていますが、一部の統計調査では、300 万戸ある農家の多種多様な経営形態のコストを推計したり、農地や作物を対象とした調査をしたりと、非常に細かなデータを取り扱っているものから、この部分は地方出先機関の職員自らが実査ということでやっています。これを今、半分に、2,000 人に減らすという大作業に取りかかったばかりで、大幅なリストラを進めております。

そういった中で、今、地方分権というものが言わんとしているのは、私どもが大部分ですけれども、あと、たしか厚生労働省もあるのですけれども、そういった地方出先機関の国家公務員が取り組んでいるものについて、すべて都道府県に移管しろという話になっておりまして、私はこれは極端な御議論ではないかと、非常に危惧しております。今、そういった改革に取り組んでいる中で、地方の受け皿、実態、いろいろお聞きしていますので、そういったところの整備状況とかを見ながらいろいろ御議論いただき、第 1 ワーキンググループでも、この点について、是非また御議論いただければと考えております。

○竹内委員長 今のお話は、今まで農水省が 4,000 人のスタッフを持って、その人々が直接行っていた仕事や、それを更に外に委託しているプロセスも全部、都道府県経由でやれということになりそうなわけですか。

○農林水産省統計部 はい。

○竹内委員長 それは少し問題ですね。どうぞ、厚生労働省さん。

○厚生労働省統計情報部 今、名前が出ましたので、厚生労働省では、地方の労働局を経由して、賃金構造基本統計調査という、賃金の一番の指定統計調査を実施いたしております。ほかにも小さいものがありますけれども、それが対象になってくるだろうと思っております。

○竹内委員長 対象になると、どういうことになりそうなんですか。

○厚生労働省統計情報部 どういうことになるかは、これから御議論が進められていくんだろうと思いますけれども、この調査はとか、この省はとか、そういうことではなくて、国の地方支分部局関係のものを全部外に出すということで統一されてこられるのではないかなと思っております。

○竹内委員長 統一するということになると、都道府県経由ということになるのですか。それとも、むしろ中央だけから直轄でやるということになるのですか。どちらですか。

○厚生労働省統計情報部 直轄でやるという選択肢もあるのかもしれませんが。ただ、その場合、当然のことながら調査員調査はできませんので、現実的ではないだろう。統計の精度が相当落ちることを覚悟しないと、郵送調査にはできないと思います。

○竹内委員長 その問題も考えておく必要があります。

また 10 分ぐらいオーバーしてしまったのですが、何かほかに御意見ございますか。大守さん、何かございませんか。

○大守部会長代理 特にありません。

○竹内委員長 ほかに何かございませんか。ございませんようでしたら、次回のことを事務局からお願いします。

○内閣府統計委員会担当室長 次回の統計委員会ですが、基本計画部会との合同開催で、7月14日の月曜日15時から17時、同じ時間です。この会議室、同じ場所において開催いたします。正式な開催通知は近いうちにお送りいたします。

また、日程調整させていただいた8月ですけれども、既に御連絡を差し上げているんですが、8月20日の水曜日15時から17時ということにさせていただきたいと思います。夏休み中ですが、よろしく御協力のほど、お願いいたします。

○竹内委員長 それでは、本日はどうもありがとうございました。

-以上-